

＜平成30年度版＞

行政機関個人情報保護法の 逐条解説 (全条文の解説)

【目次】

第1章 総則（1条～2条）	p 2～13
第2章 行政機関における個人情報の取扱い（3条～9条）	p 14～23
第3章 個人情報ファイル（10条～11条）	p 24～31
第4章 開示、訂正及び利用停止（12条～44条）	
第1節 開示（12条～26条）	p 32～62
第2節 訂正（27条～35条）	p 63～78
第3節 利用停止（36条～41条）	p 79～87
第4節 審査請求（42条～44条）	p 88～93
第4章の2 行政機関非識別加工情報の提供 （44条の2～44条の16）	p 94～112
第5章 雑則（45条～52条）	p 113～124
第6章 罰則（53条～57条）	p 125～128

※ 本文中の「政令＝行政機関個人情報保護法施行令（以下「施行令）」です。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、行政機関において個人情報の利用が拡大していることに鑑み、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項及び行政機関非識別加工情報（行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の提供に関する事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

改正【行政機関個人情報保護法の目的】（1条）

■ 2つの事項を定める

行政機関個人情報保護法には、次の2つの事項が定められています。

- ① 行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項
- ② 行政機関非識別加工情報の提供に関する事項 ← 法改正で追加

■ 3つの目的

行政機関個人情報保護法の目的は、3つあります。

- ① 行政の適正かつ円滑な運営を図る
- ② 個人情報の有用性に配慮する
- ③ 個人の権利利益を保護する（最大の目的）

行政運営にも配慮するけど、大きな目的は個人の権利利益を保護することです。この点は、個人情報保護法と同じです。

法改正で個人情報保護法に追加された「新たな産業の創出」「活力ある経済社会の実現」「豊かな国民生活の実現」など個人情報の有用性に配慮することが、行政機関個人情報保護法にも法改正で追加されました。

行政機関個人情報保護法

(定義)

第2条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関（これらの機関のうち第4号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
- 三 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関（第5号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
- 四 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
- 五 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの
- 六 会計検査院

【行政機関の定義】（2条1項）

■ 国のすべての行政機関が対象（地方公共団体は除く）

1号～6号の主な行政機関は次の通りです。（行政機関情報公開法と同じ）

1号：法律の規定～ ⇒ 内閣官房、内閣法制局、復興庁など

内閣の所轄～ ⇒ 人事院

2号：内閣府、宮内庁、

内閣府設置法49条～ ⇒ 公正取引委員会、金融庁、消費者庁など

3号：省庁 ⇒ 総務省、国税庁など

4号：警察庁など 5号：検察庁など 6号：会計検査院

都道府県、市町村といった地方公共団体は含まれません。

行政機関個人情報保護法

- 2 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
 - 二 個人識別符号が含まれるもの

改正【個人情報の定義】（2条2項）

■ 生存する個人に関する一定の情報

生存する個人に関する情報で、次の①か②に該当するものが個人情報です。

① 氏名、生年月日など、特定の個人を識別できる情報

※ 他の情報と照合して、特定の個人を識別できる情報を含む

② 個人識別符号が含まれる情報（詳細は2条3項にあります）

「文書」「図画」「電磁的記録（データ）」のどれに記載・記録されていても、個人情報に含まれます。

■ 個人情報に含まれるもの、含まれないもの

「法人の役員・従業員」「外国人」「公務員」の情報 ⇒ 含まれる

「死者」「法人」の情報 ⇒ 含まれない

たとえば、「氏名・住所・家族関係」「筆跡」「学歴・資格・金融取引関係」「指紋・DNA」などが個人情報に該当します。

行政機関個人情報保護法

- 3 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。
- 一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
 - 二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

改正【個人識別符号の定義】（2条3項）

■ 個人を識別できる符号（データ）

個人識別符号は、次の①や②に該当する文字、番号、記号などのデータです。

- ① 身体の一部の特徴を変換した符号で、特定の個人を識別できるもの
- ② サービスを利用する際に割り当てられたり、発行されるカードに記載される符号で、特定の利用者を識別することができるもの

①は、バイオメトリクス認証（生体認証）で使う身体データというイメージ。

例：DNAデータ、指紋データ、虹彩データ、静脈データ など

②は、国の制度・サービスに関して発行される番号というイメージ。

例：旅券（パスポート）の番号、基礎年金番号、運転免許証の番号、住民票コード、個人番号（マイナンバー） など

「個人識別符号」の定義は、今のところ個人情報保護法と同じです。

行政機関個人情報保護法

4 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

改正【要配慮個人情報の定義】（2条4項）

■ 特に配慮が必要な個人情報

要配慮個人情報は、次の①～⑦のどれかに該当する、特に取扱いに配慮が必要な個人情報です。

- ① 人種 例：在日韓国人、在日挑戦人、アイヌ
- ② 信条 例：思想、信仰
- ③ 社会的身分 例：非嫡出子、部落出身
- ④ 病歴 例：ハンセン病
- ⑤ 犯罪の経歴 例：前科
- ⑥ 犯罪の被害を受けた事実 例：振り込め詐欺
- ⑦ その他政令で定める記述等 例：障害、健康診断の結果

要配慮個人情報は、海外では「機微情報」（センシティブ情報）や「特別範疇データ」呼ばれています。

「要配慮個人情報」の定義は、個人情報保護法と同じです。

行政機関個人情報保護法

5 この法律において「保有個人情報」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。）第2条第2項に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

改正【保有個人情報の定義】（2条5項）

■ 職員が仕事中に作成・取得＋組織的に利用

保有個人情報は、行政機関の職員が仕事中に作成したり、取得した個人情報で、仕事上必要な情報として利用するために保有しているものです。

個人情報保護法の「保有個人データ」と混ざらないように注意。

■ 行政文書に記録されているもの限定

保有個人情報は、行政文書に記録されているものに限定されているので、職員が覚えている個人情報は、保有個人情報に含まれません。

行政機関個人情報保護法

6 この法律において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

- 一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- 二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

【個人情報ファイルの定義】（2条6項）

■ 検索できる情報の集合物

個人情報ファイルは、保有個人情報が集まったもので、次の①や②に該当するものです。

① パソコン上で検索できるファイル（1号）

例：春秋叙勲受章者ファイル、国費外国人留学ファイル、など

② 検索できる紙媒体のファイル（2号）

例：カルテ、出勤簿、学籍簿、など

個人情報保護法の「個人情報データベース等」と混ざらないように注意。

7 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

【本人の定義】（2条7項）

■ 個人情報によって識別される特定の個人

本人は、その個人情報の持ち主のことです。

本人の定義は、個人情報保護法と同じです。

8 この法律において「非識別加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この項において同じ。）の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができない（個人に関する情報について、当該個人に関する情報に含まれる記述等により、又は当該個人に関する情報が他の情報と照合することができる個人に関する情報である場合にあっては他の情報（当該個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報その他の個人情報保護委員会規則で定める情報を除く。）と照合することにより、特定の個人を識別することができないことをいう。第44条の10第1項において同じ。）ように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものという。

一 第2項第1号に該当する個人情報

⇒ 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

二 第2項第2号に該当する個人情報

⇒ 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

改正【非識別加工情報の定義】（2条8項）

■ 個人情報を加工して、個人を特定できないようにした情報

法改正で、次の①や②の「非識別加工情報」が新しく追加されました。

① 個人情報の一部を削除した情報（1号）

例：生年月日を、30代などの年代に置き換える

② 個人識別符号の全部を削除した情報（2号）

例：免許証番号を、規則性のない別の数字に置き換える

個人情報保護法の「匿名加工情報」と似ています。

行政機関個人情報保護法

9 この法律において「行政機関非識別加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この項において同じ。）の全部又は一部（これらの一部に行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報（同条第1号に掲げる情報を除く。以下この項において同じ。）が含まれているときは、当該不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる非識別加工情報をいう。

改正【行政機関非識別加工情報の定義①】（2条9項）

■ 個人情報ファイルの個人情報を加工した非識別加工情報
法改正で、「行政機関非識別加工情報」が新しく追加されました。

行政機関非識別加工情報は、個人情報ファイルにある個人情報を加工した非識別加工情報のことです。

たとえば、その行政機関に相談に来た人の個人情報を集めた「〇〇相談者ファイル」という個人情報ファイルがあるとします。

そのファイルにある「相談者の生年月日」を、「30代」などの年代に置き換えたら、それが行政機関非識別加工情報です。

ただし、すべての個人情報ファイルが対象になっているのではなく、「次の各号のいずれにも該当する」個人情報ファイルが対象です。

「次の各号」については、次のページにあります。

行政機関個人情報保護法

- 一 第11条第2項各号のいずれかに該当するもの又は同条第3項の規定により同条第1項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。
- 二 行政機関情報公開法第3条に規定する行政機関の長に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書の同条の規定による開示の請求があったとしたならば、当該行政機関の長が次のいずれかを行うこととなるものであること。
 - イ 当該行政文書に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。
 - ロ 行政機関情報公開法第13条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えること。
- 三 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第44条の10第1項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して非識別加工情報を作成することができるものであること。

改正【行政機関非識別加工情報の定義②】（2条9項1号～3号）

■ 行政機関非識別加工情報に該当するための3条件

行政機関非識別加工情報に該当するためには、次の①～③の「すべて」を満たすことが必要です。

- ① 個人情報ファイル簿に掲載される
- ② 行政機関情報公開法に基づく開示請求があったら、行政機関の長が次のイ・ロどちらかの対応をする
 - イ 保有個人情報の全部又は一部を開示する
 - ロ 意見書を提出する機会を与える
- ③ 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲で、非識別加工情報を作成できる（行政機関の本業に支障が出ない）

行政機関個人情報保護法

- 10 この法律において「行政機関非識別加工情報ファイル」とは、行政機関非識別加工情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
- 一 特定の行政機関非識別加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - 二 前号に掲げるもののほか、特定の行政機関非識別加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

改正【行政機関非識別加工情報ファイルの定義】（2条10項）

■ 検索できる行政機関非識別加工情報の集合物

行政機関非識別加工情報ファイルは、行政機関非識別加工情報を集めて検索できるようにしたものをいいます。

たとえば、その行政機関に相談に来た人の個人情報を集めた「〇〇相談者ファイル」にある「相談者の生年月日」を、すべて「30代」などの年代に置き換えて検索できるようにしたら、それが行政機関非識別加工情報ファイルです。

具体的には、次の2種類のファイルがあります。

- ① パソコン上で検索できるファイル
- ② パソコン以外の、紙媒体などで検索できるファイル

名称は違いますが、個人情報保護法の「匿名加工情報データベース等」が、「行政機関非識別加工情報ファイル」と似ています。

行政機関個人情報保護法

- 11 この法律において「行政機関非識別加工情報取扱事業者」とは、行政機関非識別加工情報ファイルを事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。
- 一 国の機関
 - 二 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）
 - 三 地方公共団体
 - 四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）

改正【行政機関非識別加工情報取扱事業者の定義】（2条11項）

■ 行政機関非識別加工情報ファイルを事業に使う者

行政機関非識別加工情報取扱事業者は、2条10項の行政機関非識別加工情報ファイルを事業に使っている者のことです。

個人・法人・任意団体、すべて行政機関非識別加工情報取扱事業者に含まれます。

事業の内容が、営利なのか、非営利なのかは関係ないので、NPO法人も行政機関非識別加工情報取扱事業者に含まれます。

名称は違いますが、個人情報保護法の「匿名加工情報取扱事業者」が、「行政機関非識別加工情報取扱事業者」と似ています。

「国の機関」「独立行政法人」「地方公共団体」「地方独立行政法人」は、行政機関非識別加工情報取扱事業者から除かれています。

第2章 行政機関における個人情報の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

第3条 行政機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

【個人情報の保有制限①】(3条1項)

■ 法令にある所掌事務を行うため必要な場合に限定

行政機関が個人情報を保有できるのは、法令にある所掌事務（担当事務）を行うために必要な場合だけです。

それ以外の場合では、個人情報を保有することはできません。

■ 利用目的をできる限り特定する義務

行政機関が個人情報を保有する場合は、その個人情報の利用目的をできる限り特定する義務があります。

個人情報ファイルの個人情報については、ファイルごとに利用目的を特定する義務があります。

行政機関個人情報保護法

2 行政機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

【個人情報の保有制限②】（3条2項）

■ 利用目的を超える個人情報の保有を禁止

行政機関は、利用目的を超える個人情報の保有が禁止されています。

必要のない個人情報を保有することはできません。

「保有」には、作成、取得、維持・管理を含みます。

3 行政機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

【個人情報の保有制限③】（3条3項）

■ 利用目的を、全く別の目的に変更することの禁止

利用目的は変更できますが、変更前の目的と全然違うように変更することは禁止されています。

変更は「相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内」で認められているので、みんなが予想できる範囲内での変更ならOKです。

たとえば、許認可の審査の際に提出された申請書を、統計作成の目的で利用するために利用目的を変更することがあります。

行政機関個人情報保護法

(利用目的の明示)

第4条 行政機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- 一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- 二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- 三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

改正【利用目的の明示】（4条）

■ 利用目的の事前明示義務（例外あり）

行政機関は、本人から直接、書面にある個人情報を取得する場合は、原則として、事前に利用目的を明示する義務があります。

例：アンケートに記載される氏名や住所

例外は4つあります。

- ① 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある
例：事故時の輸血
- ② 本人や第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある
例：癌の治療
- ③ 国の機関や地方公共団体の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある
※ 国の機関 ⇒ 行政機関、裁判所の機関、国会の機関
例：犯罪捜査
- ④ 利用目的が明らか
例：許認可の審査

行政機関個人情報保護法

(正確性の確保)

第5条 行政機関の長(第2条第1項第4号及び第5号の政令で定める機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。)は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報(行政機関非識別加工情報(行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。次条第2項において同じ。)及び削除情報(第44条の2第3項に規定する削除情報をいう。次条第2項及び第10条第2項第5号の3において同じ。))に該当するものを除く。次条第1項、第8条及び第12条第1項において同じ。)が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

改正【正確性の確保】(5条)

■ 保有個人情報を正確に保つ努力義務

行政機関の長は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報を正確な内容に保つ努力義務があります。

「必要な範囲内」なので、利用目的の達成に必要でなければ、無理に最新の内容に更新する必要はありません。

行政機関個人情報保護法

(安全確保の措置)

第6条 行政機関の長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

改正【安全確保の措置①】(6条1項)

■ 保有個人情報の安全確保措置義務

行政機関の長は、保有個人情報の漏洩・滅失・毀損の防止など、保有個人情報を適切に管理するために必要な対応をとる義務があります。

「漏えい」は、外部に流出すること。 例：名簿の流出

「滅失」は、紛失すること。 例：名簿の紛失

「き損」は、使えない状態になること。 例：名簿ファイルが開けなくなる

安全管理のために必要な措置は、大きく3つに分かれます。

- ① 物理的対応 ⇒ 保管庫の施錠、立入制限、防災設備の整理
- ② 技術的対応 ⇒ パソコンにファイアウォールの設置、情報の暗号化
- ③ 組織的対応 ⇒ 職員研修の実施、安全管理者の設置

行政機関個人情報保護法

2 前項の規定は、行政機関から個人情報（行政機関非識別加工情報及び削除情報に該当するものを除く。次条、第38条、第48条、第50条及び第51条において同じ。）の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

改正【安全確保の措置②】（6条2項）

■ 受託者に対する安全確保措置の準用

行政機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者（受託者）は、行政機関の長と同じように、保有個人情報の漏洩・滅失・毀損の防止など保有個人情報を適切に管理するために必要な対応をとる義務があります。

たとえば、行政機関が、民間のA社に、ハガキの発送事務の委託をした場合は、受託者のA社も、行政機関と同じように安全確保に必要な措置をとる義務があります。

A社がこの義務に違反したら、行政機関は委託契約を解除できるし、実際に損害が出たら、民法の不法行為に基づく損害賞請求を行うこともできます。

行政機関個人情報保護法

(従事者の義務)

第7条 個人情報の取扱いに従事する行政機関の職員若しくは職員であつた者又は前条第2項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

【従事者の義務】(7条)

■ 個人情報の漏洩、不当利用の禁止

行政機関の職員、職員だった人、受託業務の関係者は、仕事上知ることができた個人情報を漏らしたり、不当に利用することが禁止されています。

(常勤・非常勤どちらの職員も含まれますが、派遣は含まれません)

職員がこの義務に違反した場合は、懲戒処分の対象になります。

受託業務の関係者がこの義務に違反した場合は、契約解除の理由になります。

「保有個人情報」ではなく、「個人情報」と範囲が広がっています。

(利用及び提供の制限)

第8条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

【目的外利用①】(8条1項)

■ 法令に基づく場合以外の目的外利用を禁止

行政機関の長は、次のような法令に基づく場合を除いて、保有個人情報を目的外利用することは禁止されています。

- ・国会法104条(官公署に対する報告・記録提出の要求)
- ・刑事訴訟法197条2項(捜査に必要な取り調べ)

8条2項でさらに4つの例外があるので、法令に基づく場合も含めれば例外が全部で5つあることになります。